

東京都板橋区私立幼稚園協会補助金交付要綱

(平成5年3月23日区長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区私立幼稚園協会（以下「協会」という。）に対する補助金の交付について必要な事項を定め、もって協会の自主的かつ健全な運営を確保し、併せて教員の資質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる事業は、協会が行う研修会、研究会、広報事業等で私立幼稚園教諭の資質向上、私立幼稚園相互の連絡調整及び幼稚教育に関する情報提供を目的とする事業とし、対象となる経費は、会場使用料、講師謝礼、教材費等の運営費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める経費の一部又は全部とし、毎年度予算の定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする協会は、交付申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式の2）

(補助金の交付決定)

第5条 区長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し補助金を交付すべきか否かを決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（第3号様式）により、また交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、協会に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第6条 区長は、協会が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を事業計画以外の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、既に交付され、額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた協会は、区長に補助金請求書(第4号様式)を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金交付の方法)

第8条 補助金の交付の方法は、概算払いとする。

(補助金の実績報告)

第9条 協会は、補助対象事業が完了したとき、又は当該会計年度が終了したときは、遅滞なく実績報告書(第5号様式)に収支決算兼精算内訳書(第5号様式の2)を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 区長は、前条の規定により実績報告があったときは、当該報告に係る書類を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、確定通知書(第6号様式)により協会に通知するものとする。

2 区長は、前項に定める審査の結果、適当でないと認めるときは既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他の事項)

第11条 この交付要綱に定めのない事項については、「東京都板橋区補助金等交付規則」(昭和42年3月31日東京都板橋区規則第3号)によるものとする。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

(宛先)

東京都板橋区長

住 所

職・氏名

年度板橋区私立幼稚園協会補助金交付申請書

年度板橋区私立幼稚園協会補助金を下記のとおり交付されるよう
板橋区私立幼稚園協会補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき関係書類を添え
て申請します。

記

1 交付申請金額 金 円

2 添付書類

(1) 事業計画書 (第 2 号様式)

(2) 収支予算書 (第 2 号様式の 2)

第2号様式

年度私立幼稚園協会補助金に係る事業計画書

板橋区私立幼稚園協会

	科 目	事業名及び事業内容	予 算 額
			円
合 計			

年度私立幼稚園協会補助金に係る収支予算書

板橋区私立幼稚園協会

1 収入

科 目	予 算 額	内 容
補助金	円	区・補助金
計		

2 支出

科 目	予 算 額	内 容
	円	
計		

住所

職・氏名 様

東京都板橋区長

年度 板橋区私立幼稚園協会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区私立幼稚園協会補助金について板橋区私立幼稚園協会補助金交付要綱により、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付条件
 - (1) 対象事業の内容については、申請時における事業計画書のとおりとする。
 - (2) 補助金の交付を受けた後に事業を中止または内容を変更しようとするときは、あらかじめ本職の承認を受けなければならない。ただし、事業内容の軽易な変更は、この限りでない。
 - (3) 対象事業は、 年 3 月末日までに完了しなければならない。対象事業が期限内に完了しない場合又は事業執行が困難となった場合は、速やかに本職に報告しその指示を受けなければならない。
 - (4) 対象事業の完了後 10 日以内に実績報告書（第 5 号様式）を作成し、関係書類とともに本職に提出しなければならない。
 - (5) 対象経費の収支について、関係帳簿等を備え経理状況を常に明確にしておくなければならない。
 - (6) 本職は、必要に応じて補助金に係る経理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
 - (7) 次のいずれかに該当する場合は、この交付決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。また、補助金の額を確定した日においても同様とする。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 年度内に補助対象事業を完了することが困難と認められるとき。
 - ウ (1) から (5) までの義務のいずれかに違反したとき。
 - エ (6) の調査又は報告に協力しなかったとき。
 - (8) 補助金の返還を命じられた場合においては、補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該返還金につき年 10.95% の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
 - (9) 補助金の返還を命じられた場合において、指定する期日までに当該返還金を納付しなかったときは、納付期日の翌日から計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 申請の撤回
この交付決定又は交付条件に異議のあるときは、この交付決定通知を受理した日から 10 日以内に申請を撤回することができる。

第4号様式

年 月 日

(宛先)

東京都板橋区長

住 所

申請者

職・氏名

年度板橋区私立幼稚園協会補助金請求書

年 月 日付 板教学第 号の で交付決定通知の
あった 年度板橋区私立幼稚園協会補助金を下記により請求します。

記

1 請求金額 金 円

東京都板橋区長 様

住 所

職・氏名

年度 板橋区私立幼稚園協会補助金実績報告書

年 月 日付 板教学第 号の により交付された補助金の
実績について、板橋区私立幼稚園協会補助金交付要綱第 9 条の規定によ
り下記のとおり報告します。

記

	科 目	事業名及び事業内容	決 算 額
			円
		合 計	

第 5 号様式の 2

年度私立幼稚園協会補助金
に係る収支決算兼清算内訳書

板橋区私立幼稚園協会

1 収入

科 目	決 算 額	内 容
補助金	円	区・補助金
計		

2 支出

科 目	決 算 額	内補助金充当額	内 容
	円	円	
計			

第 6 号様式

事 案 番 号

年 月 日

住 所

職・氏名

様

東京都板橋区長

年度板橋区私立幼稚園協会補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度板橋区私立幼稚園協会補助金について、板橋区私立幼稚園協会補助金交付要綱の規定により下記のとおり確定する。

記

1 確定金額 金 円